沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の権利擁護の推進を目的とした条例の制定を検討するにあたって、 障害当事者及び民間事業者等を含めた「検討の場」を設置し、意見等の聴取、交換をするため の会合を運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議(以下、「障害者県民会議」という。)と称する。

(意見等聴取事項)

- 第3条 県は障害者県民会議から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。
- 2 障害者への差別事例に関すること
- 3 差別をなくすための取り組み方策に関すること
- 4 その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関すること

(会合)

第4条 障害者県民会議は、会長が必要と認める時期に開催する。

(委員の構成)

- 第5条 障害者県民会議は、19人以内で、委員の構成は別紙1のとおりとし、委員の半数程度 は、障害者とする。
- 2 委員は、県民各層から公募等により選出するものとする。

(会長等)

- 第6条 障害者県民会議に会長、副会長2人を置く。
- 2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を行う。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じて適当と認める者の会合への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

(議事の経過及び公開)

- 第8条 会長は、議事の経過について議事録を作成し、これを公開するものとする。
- 2 会長は、会議室の状況等を勘案の上、県民等の傍聴を認めることができる。

(庶務)

第9条 障害者県民会議の庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度福祉保健部障害保健福祉課において定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

別紙1 委員の構成

| | 区分 | 職名等 | |
|---|--------------------------------|-------------------------------|----|
| 1 | 学識経験のある者 | 障害者福祉の知識と経験を有する者 | 1 |
| | | 障害者教育の経験を有する者 | 2 |
| 2 | 障害当事者等 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者等の障害のあ | 3 |
| | | る当事者、特定疾患患者 | 4 |
| | | | 5 |
| | | | 6 |
| | | | 7 |
| | | | 8 |
| | | | 9 |
| | | | 10 |
| 3 | 障害者福祉に関する事業の関 係者、障害者の親の会の関係 | 県内の社会福祉(社会福祉士等)に関する事業の関 係者 | 11 |
| | 者等 | 県内の身体障害者福祉に関する事業の関係者 | 12 |
| | | 県内の知的障害者福祉に関する事業の関係者 | 13 |
| | | 県内の精神障害者福祉に関する事業の関係者 | 14 |
| | | 障害者権利擁護に関して取り組んでいる団体の関係 | |
| | | 者 | 15 |
| 4 | 民間事業者等 | 沖縄県におけるバス事業所を代表する者 | 16 |
| r | アンド・ナ・ハロサ | 障害者を雇用している事業所を代表する者 | 17 |
| | | 不動産事業(宅地建物賃貸借事業等)の経営に関係 | ' |
| | | する者 | 18 |
| | | その他(商工会関係者等) | 19 |
| | | | |